

お知らせ なんたん



第146号(3の2)平成24年2月10日発行

南丹市春季火災予防運動を実施します

火災が発生しやすい時季を迎え、火災に対する予防意識の啓発を図り、火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐため春季火災予防運動を実施します。

- 実施期間 3月1日(木)～7日(水)
 - 統一標語 消したはず 決めつけしないで もう一度(全般)
忘れない 山への感謝と 火の始末(山林)
 - 重点目標 ①住宅防火対策の推進、②放火火災予防対策の推進、③林野火災予防対策の推進、④乾燥時および強風時の火災発生予防対策の推進
 - 主な取り組み ①消防車などによる防火啓発パレード、②消防団員による防火訪問、啓発チラシの配布など、③啓発サイレンの吹鳴
 - サイレンの吹鳴
①期間 園部・八木・日吉：3月1日(木)～7日(水) 午後9時
美山：3月1日(木) 午前7時、15日(木) 午後9時
②信号符 1分間長符一斉 ※火災とお間違いないようお願いいたします。
- 住宅防火 いのちを守る - 3つの習慣・4つの対策 -
- <3つの習慣> ①寝たばこは絶対にやめる
②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- <4つの対策> ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する
③火災を小さいうちに消し止めるために、住宅用消火器などを設置する
④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

◇問合せ先 総務課 TEL (0771) 68-0002

軽自動車などの廃車や名義変更の手続きはお早めに

軽自動車、バイク、農耕用トラクター、コンバインなどで、廃車したものや人に譲ったもののうち、手続きが済んでいないものはありませんか。軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や名義変更などの手続きがまだの方は、早急にご手続きをお願いします。所有者が死亡されている場合は、名義変更の手続きをお願いします。ご不明な点は、車種に応じて下記へお問い合わせください。

車種	問合せ先
125cc以下のバイク、ミニカー、小型特殊自動車(トラクター・コンバインなど)	南丹市役所税務課 TEL (0771) 68-0004
125cc～250cc以下のバイク	廃車するとき 軽自動車協会京都事務取扱所 TEL (075) 691-6516
	廃車以外するとき 近畿運輸局京都運輸支局 TEL (050) 5540-2061
250ccを超えるバイク	TEL (050) 5540-2061
軽三輪車、軽四輪車	軽自動車検査協会京都事務所 TEL (075) 671-0928

※125cc以下のバイク、ミニカー、小型特殊自動車の廃車や名義変更の手続きをされる場合は、ナンバープレート、印鑑、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)を持参の上、税務課または各支所地域総務課にお越しください。
※トラクター、コンバインなどの登録漏れはありませんか。再度ご確認ください。

◇問合せ先 税務課 TEL (0771) 68-0004

屋外広告物の設置申請はお済みですか

良好な景観を形成して風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に屋外広告物の規制を行っています。皆さんが屋外に広告物を設置される際は、市に申請して許可を受けていただく必要があります。

- 屋外広告物とは 「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、内容は営利・非営利を問いません。具体的には、はり紙、はり札類、立看板、広告旗、電光ニュース、広告塔、建植広告物、店舗などの建築物に掲出されているものなどのことです。また、文字表示だけでなく、絵、写真なども広告物となります。
- ※自己の所有する建物、敷地に設置する広告物の1辺が5m以下もしくは5㎡以下の場合などは申請の必要はありません。ただし、同一建物敷地に複数個設置されており、合計面積が5㎡を超える場合は申請が必要になります。
- 申請書類 市ホームページに掲載しています。

◇問合せ先 環境課 TEL (0771) 68-0015
URL <http://www.city.nantan.kyoto.jp/kurashi/okugaikoukoku.html>

南丹市健康増進・食育推進計画(中間案)に関する意見募集

市民の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせるよう、生涯を通じた健康づくり・食育推進に取り組むため、平成24年度から平成28年度までの「南丹市健康増進・食育推進計画」を作成しています。このたび、計画の中間案を公開し、市民の皆さんの意見、提言を募集します。

- 募集期間 2月13日(月)～24日(金) 必着
- 公開場所・提出様式 保健医療課および各支所健康福祉課に備え付けています。また、市ホームページでも閲覧、入手できます。
- 対象 ・市内在住の方 ・市内に所在する学校に在学する方
・市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体
・市内に所在する事務所または事業所に勤務する方
・市税の納税義務を有する方
- 注意 提出意見は日本語に限り、用紙は指定様式に限り、住所、氏名、連絡先(法人その他の団体などは、その名称、所在地、連絡先)は必ず記入してください。記入がない場合はお受けできません。また、電話による意見はお受けできません。
- 意見公表 意見の概要とそれに対する本市の考え方はホームページなどで一定期間公表します。(意見の概要を公表する場合、氏名、住所などは公表しません。また、個別の回答はできません)
- 提出方法 指定用紙に必要事項をご記入の上、持参(保健医療課または各支所健康福祉課)、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

◇提出・問合せ先 保健医療課 TEL (0771) 68-0016 FAX (0771) 63-0653
〒622-8651 南丹市園部町小桜町47 保健医療課 宛
Eメール hoken@city.nantan.kyoto.jp

平成24年度京都府社寺等文化資料保全補助金のご案内

この事業は、貴重な文化資料を後世に残すために、緊急に保全が必要でかつ保全に要する経費の負担が困難な所有者に対し補助金を交付し、文化資料の継承と府民の文化的生活の向上に資することを目的とした府独自の補助制度です。

●事業種目一覧

事業種別	補助率	限度額	摘要
文化資料保存施設および設備の整備	2分の1以内	150万円	価値の高い美術工芸品を保存する収蔵庫の新設
		100万円	既存の収蔵庫、土蔵などの修理ならびに防災・防犯設備の設置・修理など
文化資料の補修	2分の1以内	80万円	学術上、芸術上価値が高いと認められる美術工芸品の補修(仏像・神像は室町時代以前、絵画は明治時代以前のもの)
		200万円	価値が高いと認められる建造物(江戸時代以前)の修理で、建立当時の工法、仕様、材料などを現状維持できるもの
民俗文化資料の保全	2分の1以内	100万円	住民生活の推移を知る上で貴重な資料となるものの保全
		30万円	地域の住民生活の中で伝承されている民俗芸能、伝統行事で価値があると認められるものの保全
		100万円	文書、写真、映像などの記録を作成し、その芸能行事の所作や工芸技術の工程などを忠実に記録するもの
遺跡・名勝・天然記念物の保全		20万円	市町村指定、登録に限る
その他		20万円	

※国の指定文化財、府の指定・登録文化財(いずれも民俗文化財を除く)は対象外。
※個人所有物件、事業の着手および完了したものは除く。

- 提出期限 3月30日(金) 必着
 - 提出書類 事前に事業計画書(添付書類:見積書、仕様書(修理設計書)、現況の写真、図面(保存施設および建造物の修理に限る))の提出が必要です。事業計画書の様式は、京都府のホームページの申請書ダウンロードサイトまたは、社会教育課に備え付けています。補助事業の活用をお考えの場合は事前にお問い合わせください。
- ※事業計画書の提出をもって、補助金の交付が確定するものではありません。

◇問合せ先 社会教育課 TEL (0771) 68-0057